



中部運輸局自動車交通部

令和4年12月22日 14:00発表

連絡先：

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官

藪田、安田 TEL 052-952-8082

中部運輸局 静岡運輸支局 輸送・監査担当

風岡、川田、澤尻 TEL 054-261-1191

同時発表：静岡県政記者クラブ

乗合バス事業者に文書警告

中部運輸局は、下記事業者に対して、文書警告を行いましたのでお知らせします。

記

1. 事業者の住所、氏名又は名称並びに営業所名

事業者名：ジーネット 株式会社（代表取締役 松浦 克則）

住所：静岡県掛川市梅橋351番地1号

営業所：本社営業所（住所地に同じ）

2. 行政処分等の概要

処分日：令和4年12月22日

処分内容：文書警告

3. 監査端緒

令和4年7月に一般乗合旅客自動車運送事業者（路線バス、コミュニティバスを運行する乗合バス事業者）を対象とした集中監査を実施した際、長期間監査を実施していなかったため、監査対象として選定した。

4. 主な違反内容及び違反条項

(1) 点呼の記録をしていなかった。

(道路運送法第27条第3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)

- (2) 点呼の記録の記載事項が不適切であった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)
- (3) 運転基準図の記載事項が不適切であった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第27条第1項)
- (4) 運行管理規程の記載事項が不適切であった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の2第1項)

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

- ・ 当該行政処分により付された違反点数 0点
- ・ 当該事業者の累積違反点数 0点